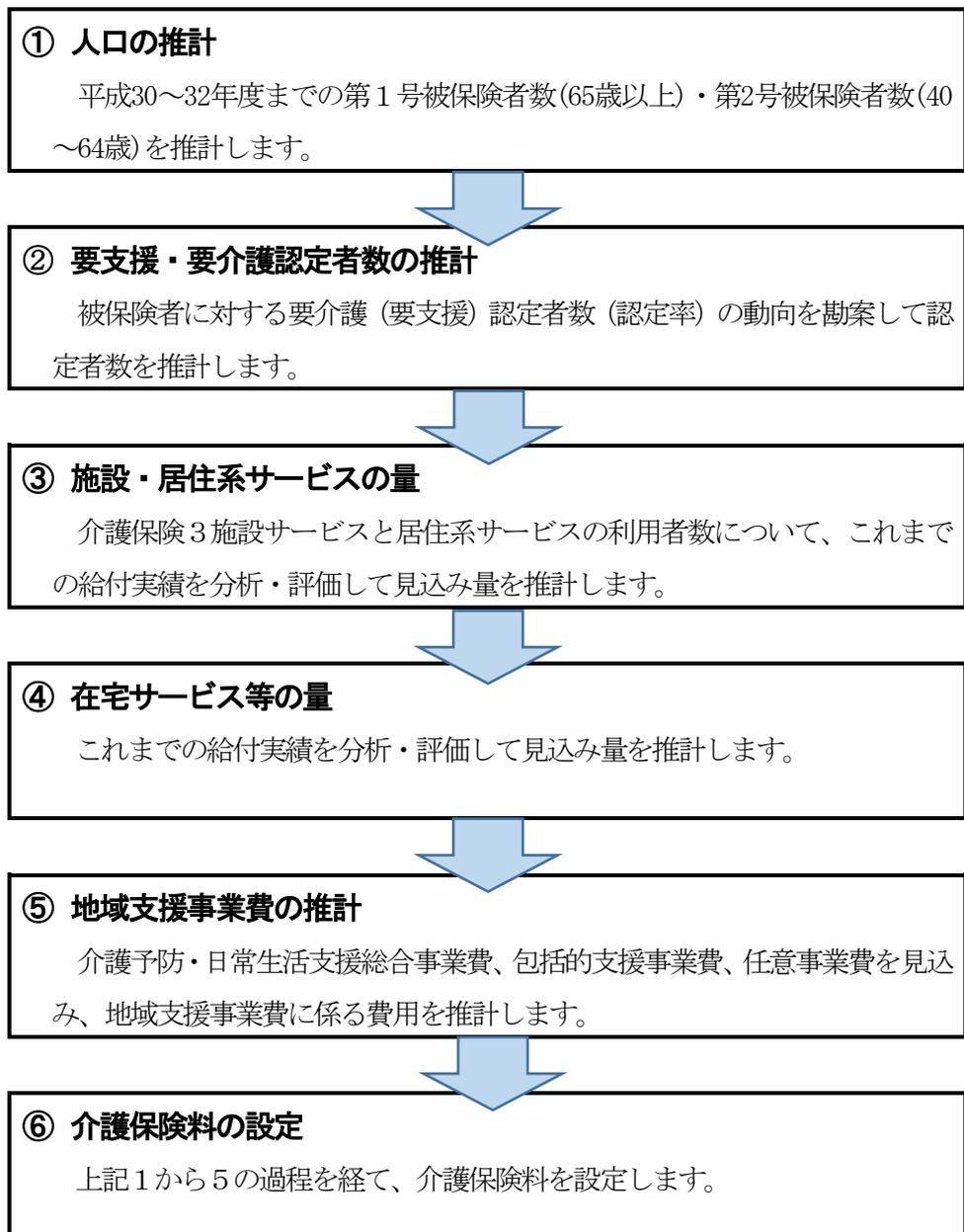

第6章 介護保険料の算定

1. 介護保険料の算定の流れ

第7期介護保険事業計画期間中における保険料については、下記の過程で算定します。

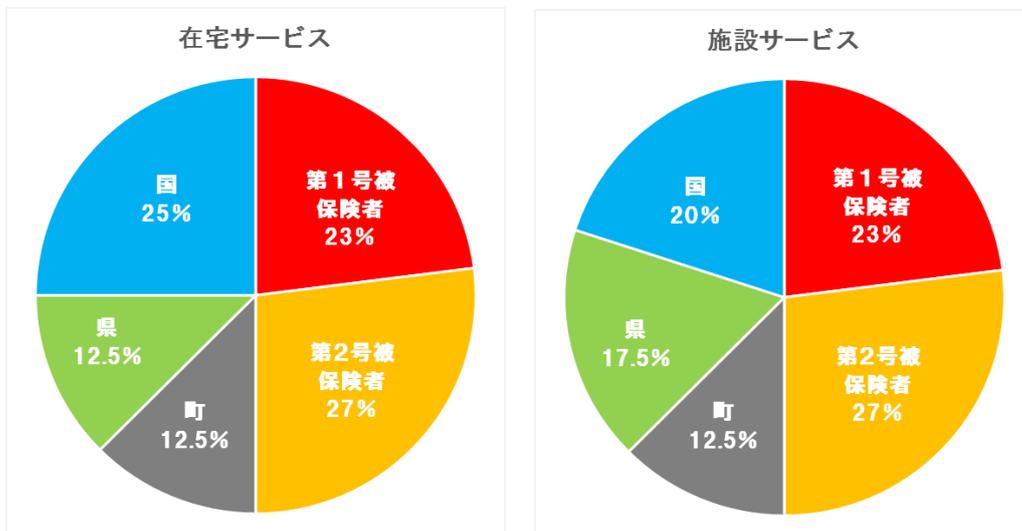


2. 第1号被保険者の負担割合

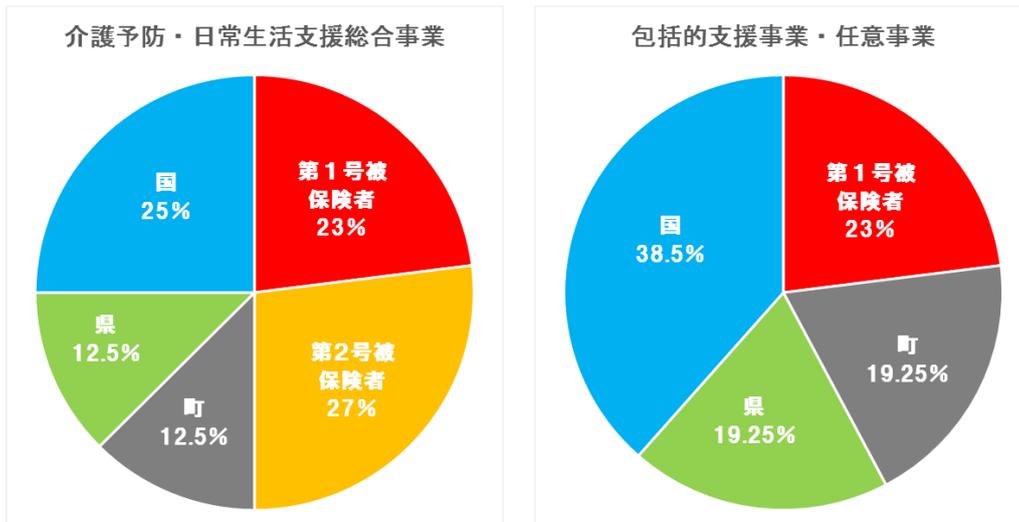
介護保険制度の費用は、総給付費のうち50%を「公費負担」、残り50%を第1号被保険者、第2号被保険者からの「保険料負担」とされています。

第6期計画期間では介護給付及び地域支援事業の給付費のうち、65歳以上の第1号被保険者の負担割合は22%でしたが、第7期計画期間においては、国の法令改正により負担割合が23%となり、第1号被保険者の保険料高騰の要因となっています。

■介護給付費の財源内訳■



■地域支援事業費の財源内訳■



3. 所得段階別被保険者数の見込み

平成30～32年度における所得段階別被保険者数を下記のとおり見込みました。

単位：人

所得段階区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
第1段階	765	765	765	2,295
第2段階	580	580	580	1,740
第3段階	450	450	450	1,350
第4段階	984	983	983	2,950
第5段階	1,399	1,399	1,399	4,197
第6段階	953	953	953	2,859
第7段階	520	520	520	1,560
第8段階	241	241	241	723
第9段階	203	203	203	609
被保険者合計	6,095	6,094	6,094	18,283
所得段階別加入割合補正後被保険者数	5,966	5,965	5,965	17,896

4. 第1号被保険者保険料の算定

(1) 第7期介護保険料の算定

第7期介護保険事業計画期間中の介護保険サービス事業量を見込み、各種諸費用、保険料収納率、所得段階別被保険者数の見込み等を踏まえ、介護保険料基準額を算定します。

単位：円

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
標準給付費見込額 (A)	2,205,039,229	2,276,774,793	2,361,376,295	6,843,190,317
地域支援事業費 (B)	92,300,000	90,900,000	88,800,000	272,000,000
第1号被保険者負担分相当額 ((A+B) × 23% = (C))	528,388,023	544,565,202	563,540,548	1,636,493,773
調整交付金相当額 (A × 5% = D)	112,536,961	116,063,740	120,208,815	348,809,516
調整交付金見込額 (E)	174,432,000	173,631,000	175,264,000	523,327,000
調整交付金見込交付割合	7.75%	7.48%	7.29%	
後期高齢者加入割合補正係数	0.9001	0.9122	0.9205	
所得段階別加入割合補正係数	0.9781	0.9781	0.9781	
保険料収納必要額 (C + D - E = F)				1,461,976,289
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (G)	5,966	5,965	5,965	17,896
予定保険料収納率 (H)				98.00%
保険料の基準額【(F ÷ H) ÷ G ÷ 12ヵ月】			月額基準額	6,946

(2) 第7期所得段階別介護保険料

第1号被保険者の介護保険料は、介護保険基準月額を1.0として、それに対する所得段階での割合によって、個人の介護保険料が決定されます。

本町の介護保険料の所得段階は、国が示す基準に従って9段階とします。

第7期所得段階別介護保険料

基準額6,946円（月額）

所得段階区分	対象者	負担割合	介護保険料（月額）
第1段階	生活保護受給者、老齢年金受給者で世帯全員が町民税非課税の方、世帯全員が町民税非課税で前年の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.45	37,500 円
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下で第1段階に該当しない方	0.75	62,500 円
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、第1段階、第2段階に該当しない方	0.75	62,500 円
第4段階	世帯のだれかに町民税が課税されているが本人は町民税非課税で、前年の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.9	75,000 円
第5段階	世帯のだれかに町民税が課税されているが本人は町民税非課税で、第4段階に該当しない方	1.0	83,300 円
第6段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.2	100,000 円
第7段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	1.3	108,300 円
第8段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	1.5	125,000 円
第9段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上の方	1.7	141,600 円

※年額を計算する際は、100円未満を切捨てします。